

農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では3月22日久米島町役場において、令和5年度第13回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- ①農地法第3条の規定による許可申請 → 4件 審議の結果許可されました。
- ②非農地証明願いについて → 3件 審議の結果許可されました。

許可申請書及び届出等の申請締め切り日 → 5月15日(水)
令和6年度第2回(5月)農業委員会総会の開催 → 5月27日(月)

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡をお願いします。

お問い合わせ 久米島町農業委員会 TEL:098-985-7134



令和6年度空き家対策総合支援事業補助金の募集について

町では、下記要件を満たした空き家に対し、空き家の改修・除却にかかる経費の一部を補助します。下記日程のとおり募集します。

■ 補助要件

- ①交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、原則として交付申請年度の2月末までに完了するもの。
- ②住宅の用に供する部分は、居室のほかに生活に必要な水回り(台所・浴室・便所)を備えていること。
- ③空き家の期間が1年以上。
- ④築20年以上経過。(非木造は25年以上)。
- ⑤改修の場合、久米島町空き家バンクに登録されている物件またはされていた物件。(除却については除却後空き地バンクに登録する必要があります)。

※空き家バンクの登録については、随時受け付けています。

- ⑥補助金の交付には、諸条件がありますので事前相談が必須となっております。

■ 申請受付期間 令和6年6月3日(月)～6月28日(金)

- 補助対象者・改修の場合
 - ①空き家の所有者
 - ②買主・空き家を借りる方で下記(1)～(3)のいずれかに該当する方。
 - (1)移住予定者
 - (2)移住者(転入後3年以内)
 - (3)子育て世帯



- ・ 除却の場合 ①空き家の所有者

■ 補助金の額 改修：補助対象経費の2/3以内かつ最大100万円
除却：補助対象経費の4/5以内かつ最大80万円

注意点

- 1. 補助金の交付決定前に工事を行った場合、交付対象外になります。
- 2. 予算に達し次第、募集は終了いたします。



お問い合わせ

事前相談 空き家・空き地活用相談員(矢島) TEL:090-1368-9340
補助金の申請窓口 久米島町企画財政課 TEL:098-985-7122